

滋賀県道路占用料徴収条例の一部改正について(概要)

1 概 要

- ・道路占用料は、道路管理者である地方公共団体の条例で額および徴収方法を定めることとされている(道路法 39 条 2 項)。
- ・本県の道路占用料は、従来から国の占用料に準じ金額を定めている。
- ・国の占用料改正が「道路法施行令の一部を改正する政令」が平成 29 年 1 月 13 日に閣議決定され、平成 29 年 4 月 1 日から施行される。
- ・本県も平成 29 年 4 月 1 日から施行すべく 2 月議会で承認を得たい。

2 改正内容

ア 占用料単価の改正

前回改正から道路価格等の変動を反映させた単価の改正。

占用料収入額が平成 27 年度と比較し微増する見込み。

イ 新たな占用物件の追加に伴う単価表区分の追加

「地下に設ける」食事施設等が新たに占用許可物件対象となったため、
占用料額が新たに設定された。滋賀県内では現在対象なし。

ウ 端数処理方法の精緻化

占用物件の面積および長さの計算方法について、従来小数点未満の端数を切上げていたが、100 分の 1 未満を切り捨てることとした。

例 10.257 m²の場合 従来 : 11 m² 改正後 10.25 m²

滋賀県道路占用料徴収条例の一部を改正する条例案要綱

1 改正の理由

道路法施行令（昭和 27 年政令第 479 号）の一部改正により、指定区間内の国道に係る道路占用料の額、占用物件の区分および端数処理の方法が改定されたことに伴い、本県においてもこれに準じて改定するため、滋賀県道路占用料徴収条例（昭和 44 年滋賀県条例第 25 号）の一部を改正しようとするものです。

2 改正の概要

(1) 道路占用料の額、占用物件の区分および端数処理の方法を改めることとします。（別表関係）

(2) その他

ア この条例は、平成 29 年 4 月 1 日から施行することとします。

イ この条例の施行に関し必要な経過措置を定めることとします。

滋賀県道路占用料徴収条例新旧対照表

		旧				新						
別表 (第2条関係)		別表 (第2条関係)				別表 (第2条関係)						
占用物件の種類	単位	占用料				占用物件の種類	単位	占用料				
		甲地	乙地	丙地	丁地			所在地				
							第2級地	第3級地	第4級地	第5級地		
法第32条第1号に掲げる工 作物	第1種電柱	610	430	360	310	第1種電柱	1本につき1年	660	440	350	300	
	第2種電柱	940	660	550	480	第2種電柱		1,000	680	540	470	
	第3種電柱	1,300	900	740	650	第3種電柱		1,400	920	730	630	
	第1種電話柱	550	390	320	280	第1種電話柱		590	400	320	270	
	第2種電話柱	870	620	510	450	第2種電話柱		950	630	500	440	
	第3種電話柱	1,200	850	700	620	第3種電話柱		1,300	870	690	600	
	その他の柱類	55	39	32	28	その他の柱類		59	40	32	27	
	共架電線その他上空に設ける線類	5	4	3	3	共架電線その他上空に設ける線類	長さ1メートルにつき1年	6	4	3	3	
	地下に設ける電線その他の線類	3	2	2	2	地下に設ける電線その他の線類		4	2	2	2	
	路上に設ける変圧器	540	380	310	270	路上に設ける変圧器	1個につき1年	580	390	310	270	
地下に設ける変圧器	330	230	190	170	地下に設ける変圧器	占用面積1平方メートル	350	240	190	160		

変圧塔その他 これに類する ものおよび公 衆電話所	1,200	790	630	540
	500	330	270	230
郵便差出箱お よび信書便差 出箱	3,800	1,700	960	670
広告塔	1,200	790	630	540
その他のもの	25	17	13	11
外径が0.07メ ートル未満の もの	35	24	19	16
外径が0.07メ ートル以上 0.1メートル 未満のもの				

変圧塔その他 これに類する ものおよび公 衆電話所	1,100	770	640	560
	460	320	270	240
郵便差出箱お よび信書便差 出箱	3,800	1,900	1,100	760
広告塔	1,100	770	640	560
その他のもの	23	16	13	12
外径が0.07メ ートル未満の もの	33	23	19	17
外径が0.07メ ートル以上 0.1メートル 未満のもの				

外径が0.1メートル以上 0.15メートル未満のもの	53	36	28	24
外径が0.15メートル以上 0.2メートル未満のもの	71	47	38	33
外径が0.2メートル以上 0.3メートル未満のもの	110	71	57	49
外径が0.3メートル以上 0.4メートル未満のもの	140	95	76	65
外径が0.4メートル以上 0.7メートル未満のもの	250	170	130	110
外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの	350	240	190	160
外径が1メートル以上のもの	710	470	380	330

外径が0.1メートル以上 0.15メートル未満のもの	49	35	29	25
外径が0.15メートル以上 0.2メートル未満のもの	66	46	38	34
外径が0.2メートル以上 0.3メートル未満のもの	98	70	57	50
外径が0.3メートル以上 0.4メートル未満のもの	130	93	76	67
外径が0.4メートル以上 0.7メートル未満のもの	230	160	130	120
外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの	330	230	190	170
外径が1メートル以上のもの	660	460	380	340

外径が0.1メートル以上 0.15メートル未満のもの	49	35	29	25
外径が0.15メートル以上 0.2メートル未満のもの	66	46	38	34
外径が0.2メートル以上 0.3メートル未満のもの	98	70	57	50
外径が0.3メートル以上 0.4メートル未満のもの	130	93	76	67
外径が0.4メートル以上 0.7メートル未満のもの	230	160	130	120
外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの	330	230	190	170
外径が1メートル以上のもの	660	460	380	340

道路法 施行令 (昭和 27年 政令第 479 号。以 下「政 令」と い う。)	看板 (ア一 チであ るもの を除 く。)	一時的 に設け るもの	表示面積 1平方メ ートルに つき1月	380	170	96	67
	その他 のもの	表示面積 1平方メ ートルに つき1年	3,800	1,700	960	670	
道路法 施行令 (昭和 27年 政令第 479 号。以 下「政 令」と い う。)	標識		1本につ き1年	950	630	500	440
	旗ざお	祭礼、 縁日そ の他の 催しに 際し、 一時的 に設け るもの	1本につ き1日	38	17	10	7
道路法 施行令 (昭和 27年 政令第 479 号。以 下「政 令」と い う。)	看板 (ア一 チであ るもの を除 く。)	その他 のもの	表示面積 1平方メ ートルに つき1月	380	170	96	67

道路法 施行令 (昭和 27年 政令第 479 号。以 下「政 令」と い う。)	看板 (ア一 チであ るもの を除 く。)	一時的 に設け るもの	表示面積 1平方メ ートルに つき1月	380	190	110	76
	その他 のもの	表示面積 1平方メ ートルに つき1年	3,800	1,900	1,100	760	
道路法 施行令 (昭和 27年 政令第 479 号。以 下「政 令」と い う。)	標識		1本につ き1年	870	620	510	450
	旗ざお	祭礼、 縁日そ の他の 催しに 際し、 一時的 に設け るもの	1本につ き1日	38	19	11	8
道路法 施行令 (昭和 27年 政令第 479 号。以 下「政 令」と い う。)	看板 (ア一 チであ るもの を除 く。)	その他 のもの	表示面積 1平方メ ートルに つき1月	380	190	110	76

幕（政 令第7 条第4 号に掲 げる工 事用施 設であ るもの を除 く。）	祭礼、 縁日そ の他の 催しに 際し、 一時的 に設け るもの	その面積 1平方メ ートルに つき1日	38	17	10	7
	その他 のもの	その面積 1平方メ ートルに つき1月	380	170	96	67

幕（政 令第7 条第4 号に掲 げる工 事用施 設であ るもの を除 く。）	祭礼、 縁日そ の他の 催しに 際し、 一時的 に設け るもの	その面積 1平方メ ートルに つき1日	38	19	11	8
	その他 のもの	その面積 1平方メ ートルに つき1月	380	190	110	76

アーチ	車道を横断するもの	1基につき1月	3,800	1,900	1,100	760	3,800	1,700	960	670
	その他		1,900	530	380					
政令第7条第2号に掲げる工作物	車道を横断するもの	占用面積1平方メートルにつき1年	1,200	770	640	560	1,200	790	630	540
	その他									
政令第7条第4号に掲げる工 事用施設および同条第5号に掲げる工 事用材料	車道を横断するもの	占用面積1平方メートルにつき1月	380	190	110	76	380	170	96	67
	その他									
政令第7条第6号に掲げる仮設建築物および同条第7号に掲げる施設	車道を横断するもの	占用面積1平方メートルにつき1月	110	77	64	56	120	79	63	54
	その他									
政令第7条第7号に掲げるトンネルの上または高架の道路の路面下(当該路面下)	車道を横断するもの	占用面積1平方メートルにつき1年	Aに0.014を乗じ	Aに0.016を乗じ	Aに0.017を乗じ	Aに0.02を乗じ	Aに0.015を乗じ	Aに0.017を乗じ	Aに0.019を乗じ	Aに0.024を乗じ
	その他									

政令 第7 条第 10号 に掲 げる 施設 およ び自 動車 駐車 場	建築物	その他のもの
政令 第7 条第 11号 に掲 げる 応急 仮設 建築 物	建築物	トンネルの上または 高架の道路の路 面下に設けるもの 上空に設けるもの その他のもの
		政令第7条第12号に掲げ る器具

Aに0.02を乗じて得た額			
Aに 0.01 を乗じ て得た 額	Aに 0.011 を乗じ て得た 額	Aに 0.012 を乗じ て得た 額	Aに 0.014 を乗じ て得た 額
Aに 0.014 を乗じ て得た 額	Aに 0.016 を乗じ て得た 額	Aに 0.017 を乗じ て得た 額	Aに 0.02 を乗じ て得た 額
Aに0.02を乗じて得た額			
Aに0.028を乗じて得た額			
Aに0.028を乗じて得た額			

政令 第7 条第 10号 に掲 げる 施設 およ び自 動車 駐車 場	建築物	その他のもの
政令 第7 条第 11号 に掲 げる 応急 仮設 建築 物	建築物	トンネルの上または 高架の道路の路 面下に設けるもの 上空に設けるもの その他のもの
		政令第7条第12号に掲げ る器具

Aに0.024を乗じて得た額			
Aに 0.01 を乗じ て得た 額	Aに 0.012 を乗じ て得た 額	Aに 0.014 を乗じ て得た 額	Aに 0.017 を乗じ て得た 額
Aに 0.015 を乗じ て得た 額	Aに 0.017 を乗じ て得た 額	Aに 0.019 を乗じ て得た 額	Aに 0.024 を乗じ て得た 額
Aに0.024を乗じて得た額			
Aに0.034を乗じて得た額			
Aに0.034を乗じて得た額			

政令 第7 条第 13号 に掲 げる 施設	トンネルの上または 自動車専用道路 (高架のものに限 る。)の路面下に 設けるもの	Aに 0.015 を乗じ て得た 額	Aに 0.017 を乗じ て得た 額	Aに 0.019 を乗じ て得た 額	Aに 0.024 を乗じ て得た 額
	上空に設けるもの	Aに0.024を乗じて得た額			
	その他のもの	Aに0.034を乗じて得た額			

注1 省略

2 所在地とは、占有物件の所在地をいい、その区分は、次のとおりとし、各年度の初日後に占有物件の所在地の区分に変更があつた場合は、同日におけるその区分によるものとする。

- (1) 第2級地 草津市、守山市および栗東市の区域をいう。
 - (2) 第3級地 大津市、彦根市、近江八幡市、野洲市、湖南市、愛知郡および犬上郡豊郷町の区域をいう。
 - (3) 第4級地 長浜市、東近江市、甲賀市、高島市、米原市、蒲生郡および犬上郡甲良町の区域をいう。
 - (4) 第5級地 犬上郡多賀町の区域をいう。
- 3～7 省略

8 表示面積、占有面積もしくは占有物件の面積もしくは長さが0.01平方メートルもしくは0.01メートル未満であるとき、またはこれらの面積もしくは長さに0.01平方メートルもしくは0.01メートル未満の端数があるときは、その全面積もしくは全長またはその端数の面積もしくは長さを切り捨てて計算するものとする。

政令 第7 条第 13号 に掲 げる 施設	トンネルの上または 自動車専用道路 (高架のものに限 る。)の路面下に 設けるもの	Aに 0.014 を乗じ て得た 額	Aに 0.016 を乗じ て得た 額	Aに 0.017 を乗じ て得た 額	Aに 0.02 を乗じ て得た 額
	上空に設けるもの	Aに0.02を乗じて得た額			
	その他のもの	Aに0.028を乗じて得た額			

注1 省略

2 所在地とは、占有物件の所在地をいい、その区分は、次のとおりとし、各年度の初日後に占有物件の所在地の区分に変更があつた場合は、同日におけるその区分によるものとする。

- (1) 甲地 草津市、守山市および栗東市の区域をいう。
 - (2) 乙地 大津市、彦根市、近江八幡市、野洲市、湖南市、愛知郡および犬上郡豊郷町の区域をいう。
 - (3) 丙地 長浜市、東近江市、甲賀市、高島市、米原市、蒲生郡および犬上郡甲良町の区域をいう。
 - (4) 丁地 犬上郡多賀町の区域をいう。
- 3～7 省略

8 表示面積、占有面積もしくは占有物件の面積もしくは長さが1平方メートルもしくは1メートル未満であるとき、またはこれらの面積もしくは長さに1平方メートルもしくは1メートル未満の端数があるときは、1平方メートルまたは1メートルとして計算するものとする。

9~11 省略

9~11 省略

